

おわりに

研究活動は、理系・文系を問わず、学部・短大・大学院の全ての学生が取り組むものです。皆さんが今後行うことになるレポートや卒業論文などの作成・発表も研究活動であるといえます。

ここで紹介した不正行為を「つい」「うっかり」でも行うことが無いように、研究倫理についての正しい知識を身につけましょう。また、研究上の行為について疑問に思った場合には、自分一人で判断するのではなく、指導教員に相談するなど適切に対応してください。

🔍 本学における研究倫理に関する規程

大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

https://www.otsuma.ac.jp/research/compliance/research_activities



📖 参考文献

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm



日本学術振興会「科学の健全な発展のために」

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>



☎️ 担当窓口

研究支援・研究倫理に関すること

学校法人大妻学院 総務センター研究支援室

TEL: 03-5275-6408 MAIL: kenkyu.s@ml.otsuma.ac.jp

通報・告発及び不正行為に関する相談窓口

学校法人大妻学院 総務センター部長

TEL: 03-5275-6020 MAIL: koueki@ml.otsuma.ac.jp

責任ある 研究活動のために

大学・短大生の研究倫理

はじめに

昨今、研究活動上の不正行為が数多く報道で取り上げられています。また、大学生がレポートや卒業論文の作成に際し、インターネット上で公開されている他人の文章を無断で借用し、厳しい処分を受けるといった事例も報告されています。

研究倫理とは、こういった不正を起こさないよう、研究者が身につけておかなければならない規範・心得のことです。このリーフレットを通読し、研究倫理についての理解を深めましょう。

研究者とは

本学において「研究者」とは、本学の施設や設備を利用して研究に携わる者を指し、学生の皆さんも研究に関わる時は「研究者」に準ずる者とみなされます。(大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程)

研究活動における不正行為



捏造 (ねつぞう)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

事例) 調査やインタビュー・実験を実施していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように架空のデータや結果を作成しレポートや論文に記載する。



改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

事例) レポートや論文で自身の示したい結果となるように、実験結果のデータやグラフ等を書き換える。



盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

事例) 書籍や Web サイトに掲載されている他人の文章を出典を示さずにレポートや論文に使用する。他人の文章をあたかも自身が書いた文章であるかのようにみせかけてレポートや論文に記載する。



論文等の作成における以下の行為も不正行為と位置づけられます。

不適切なオーサiership

論文の著者リストに、著者としての資格を有しない者を著者として含める又は著者としての資格を有する者を除外すること。

二重投稿

既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

不正行為を行った場合、学則等に基づき、訓告・停学及び退学等の懲戒処分の対象となることがあります。

研究倫理

一般的に留意すべき基本的倫理には以下の様なものが挙げられます。

誠実さの保持

研究活動は確実で正確なデータに基づいて進める必要があります。データの品質あるいはデータそのものを不正確に表記したり、自分の推論に不利なデータを無視したりすることのないようにしなければいけません。

インフォームド・コンセント

アンケートや実験などで研究に協力・参加していただく人・機関等には事前に研究に関する十分な説明をし、自由意志による同意を得ることが必要です。

個人情報の保護

研究に協力・参加した方のプライバシーを侵害したり、研究において得られた個人情報を漏らしてはいけません。

生命倫理・動物実験・安全に関連する法令などの遵守

研究の対象や取り扱う物質などにより、それぞれ守るべき法令・ガイドラインなどが定められています。

著作権・知的財産権の尊重

論文・書籍中の文章・図・イラスト、新聞・雑誌・インターネット上の記事などはすべて著作物であり、著作権はこれらの著作物を制作した際に自動的に著作者へ付与される権利です。レポートの作成であってもきちんとした「引用」をせずにこれらの著作物を掲載することは許されません。研究分野によって「引用のルール」や「出所の明示」方法が異なる場合があります。